

○総務省訓令第48号

総務省人事評価実施規程を次のように定める。

平成21年9月 14日

総務大臣 佐藤 勉

総務省人事評価実施規程

(総則)

第1条 総務省職員（外局の職員（国家公務員法（昭和22年法律第120号。以下「法」という。）第三十四条第一項第六号に規定する幹部職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）の人事評価は、法、人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）及び人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令（平成21年内閣府令第3号）に定めるもののほか、この規程の定めるところにより実施する。

(人事評価の実施の除外)

第2条 人事評価は、次に掲げる職員については、実施しない。

- 一 非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務に伴う任期付短時間勤務職員を除く。）
- 二 実施権者が人事評価の結果を給与等へ反映する余地がないものとして指定する臨時的職員

(評価者、調整者、実施権者等)

第3条 人事評価の評価者、調整者及び実施権者は、別表第1のとおりとする。

- 2 実施権者は、人事評価の目的に沿った適正な運用に資するよう、評価者又は調整者の補助者をそれぞれ指定することができるほか、評価者又は調整者にそれぞれの補助者を指定させることができるものとし、補助者を置いた場合は、部局内の職員に対して周知するものとする。

(人事評価記録書及び評語の基準)

第4条 人事評価は、別紙1「人事評価記録書」（以下「記録書」という。）を用いて実施するものとする。

- 2 人事評価の評語は、別紙2「評語等の解説」に掲げる基準によるものとする。

(定期評価の実施)

第5条 定期評価は、能力評価及び業績評価により、毎年10月1日から翌年9月30日までの期間を単位として実施する。

- 2 定期評価の評価期間は、次の各号に掲げる評価の区分に応じ、当該各号に定める期間

によるものとする。

一 能力評価 毎年10月1日から翌年9月30日まで

二 業績評価 毎年10月1日から翌年3月31日まで及び4月1日から9月30日まで

3 定期評価は、次条から第10条までの規定及び別紙3「実施要領」に従い実施する。

(自己申告)

第6条 評価者は、次条の評価を行うに際し、その参考とするため、被評価者に対して、あらかじめ、当該評価期間中において、被評価者の発揮した能力及び挙げた業績に関する自らの認識その他評価の参考となるべき事項について申告を行わせるものとする。

(評価、調整及び確認)

第7条 評価者は、被評価者について、個別評語及び全体評語を付すことにより評価を行うものとする。

2 調整者は、評価者による評価について、不均衡があるかどうかという観点から審査を行い、全体評語を付すことにより調整を行うものとする。

3 実施権者は、調整者による調整（別表第1において、調整者を指定していない場合には、評価者による評価）について審査を行い、適当と認める場合には、確認を行うものとする。

4 補助者は、評価者又は調整者に対し、被評価者の職務遂行状況についての情報提供等を行うことができる。ただし、第1項の評価及び第2項の調整を行うことはできない。

(評価結果の開示)

第8条 評価者は、被評価者の開示に関する意思の確認を行った上で、評価結果の開示を希望しない被評価者を除き、能力評価及び業績評価の全体評語を開示するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、評価結果の開示を希望しない被評価者について、当該被評価者に係る定期評価の全体評語が、6段階評価の職員にあつては「不十分」又は「やや不十分」、3段階評価の職員にあつては「C」、2段階評価の職員にあつては「乙」である場合には、当該全体評語を開示しなければならない。

3 前2項に規定する開示は、口頭をもって行うものとする。ただし、被評価者が書面をもって開示することを求めたとき又は実施権者が書面をもって開示することが適当と判断したときは別紙4「人事評価結果通知書」により行うことができる。

(面談)

第9条 評価者は、実施権者の確認が行われた後、期末面談において、被評価者に前条に規定する評価結果の開示を行うとともに、評価結果及びその根拠となる事実に基づき指

導・助言等を行うものとする。

- 2 評価者は、評価期間の開始に際し、業績評価についての目標の設定その他被評価者が果たすべき役割を確定するために被評価者と期首面談を行うものとする。
- 3 前2項に規定する期末面談及び期首面談は、次の各号に掲げる面談の区分に応じ、当該各号に規定する時期を行うことを原則とする。なお、期首面談は、期末面談に合わせて行うことができる。また、評価補助者は、目標設定の補助等を行うことができる。
 - 一 期末面談 3月及び9月
 - 二 期首面談 4月及び10月
- 4 評価者は、期末面談又は期首面談に、評価補助者を同席させることができる。なお、期末面談において、前条に規定する評価結果の開示を行う際にも評価補助者を同席させる場合には、被評価者の十分な理解と同意を得た上で行うものとする。
- 5 評価者は、指導・助言等をより効果的に行う観点から必要と認める場合には、期末面談又は期首面談について、評価補助者と認識を共有し、評価補助者及び被評価者の十分な理解と同意を得た上で、評価補助者に代行させることができる。また、期末面談において、前条に規定する評価結果の開示を評価補助者に代行させる場合には、評価及び評価結果の開示はあくまでも評価者の責任の下で行うものであることに十分留意するものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、面談に必要な事項は、別紙3「実施要領」で定める。

(定期評価についての異なる取扱い)

第10条 次に掲げる職員についての定期評価の実施に際しては、第6条、第7条第1項(個別評語に係る部分に限る。)及び前条の規定を適用しない。

- 一 別表第2に掲げる職にある職員
- 二 留学中の職員

(特別評価の実施)

第11条 特別評価は、条件付任用期間(条件付採用期間及び条件付昇任期間をいう。以下同じ。)中の職員に対して、能力評価により実施する。

- 2 特別評価は、条件付任用期間を評価期間として実施する。
- 3 特別評価は、次条及び別紙3「実施要領」に従い実施する。

(特別評価の手続)

第12条 特別評価の手続は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に規定する手続を準用するものとする。

- 一 条件付採用期間中の職員 第7条(個別評語に係る部分を除く。)
- 二 条件付昇任期間中の職員 第7条(個別評語に係る部分を除く。)及び第8条

(人事評価記録書の提出及び保管)

第13条 実施権者は、実施権者と任命権者が異なる職員に係る記録書（評価項目及び行動・着眼点一覧表を除く。以下この条において同じ。）を、確認を行った日の翌日から起算して30日以内に任命権者に提出するものとする。

2 記録書は、次の各号に掲げる記録書の区分に応じ、当該各号に定める者が、実施権者の確認の日の翌日から5年間保管するものとする。

- 一 前項の規定により提出された記録書 大臣官房秘書課長
- 二 前号以外の記録書 任命権者

(職員の異動又は併任への対応)

第14条 職員の異動又は併任については、別紙3「実施要領」に従い、対応するものとする。

(苦情への対応)

第15条 職員の苦情への対応は、別表第3のとおり苦情相談員、苦情処理窓口及び審理機関を設け、別紙5「苦情対応要領」により行うものとする。

2 実施権者は、職員が苦情の申出をしたことを理由に、当該職員に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 苦情相談又は苦情処理に関わった職員は、苦情の申出のあった事実及び当該内容その他苦情相談又は苦情処理に関し職務上知ることができた秘密を保持しなければならない。

(細則)

第16条 この訓令に定めるもののほか、人事評価の実施に関して必要な事項は、大臣官房秘書課長が定める。

附 則

1 この訓令は、平成21年10月1日から施行する。

2 総務省職員勤務評定実施規程（平成13年総務省訓令第226号）は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成19年法律第108号）附則第8条第2項の規定に基づき実施される勤務成績の評定の手続が終了した時点をもって廃止する。

3 総務省職員勤務評定実施規程第11条の規定に基づき保管される勤務評定記録書は、人事評価の基準、方法等に関する内閣官房令附則第3項の規定に基づき、この規程の施行の日から引き続き5年間保管するものとする。

4 この規程の施行の前日に条件付任用期間が開始された職員に対しては、第11条の規定にかかわらず、附則第2項の規定による廃止前の総務省職員勤務評定実施規程第6条

に規定する特別評定を実施することができる。

附 則（平成22年10月25日総務省訓令第41号）

この訓令は、平成22年10月25日から施行し、改正後の総務省人事評価実施規程（平成21年総務省訓令第48号）の規定は、平成22年10月1日から適用する。

附 則（平成23年6月29日総務省訓令第32号）

この訓令は、放送法等の一部を改正する法律（平成22年法律第65号）の施行の日（平成23年6月30日）から施行する。

附 則（平成24年6月26日総務省訓令第22号）

この訓令は、総務省組織規則の一部を改正する省令（平成24年総務省令第20号）附則ただし書に規定する規定の施行の日（平成24年7月1日）から施行する。

附 則（平成25年10月25日総務省訓令第33号）

この訓令は、平成25年10月25日から施行し、改正後の総務省人事評価実施規程（平成21年総務省訓令第48号）の規定は、平成25年9月30日までを評価期間とする人事評価から適用する。

附 則（平成26年4月1日総務省訓令第14号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年5月29日総務省訓令第23号）

この訓令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成26年法律第22号）の施行の日（平成26年5月30日）から施行する。

附 則（平成26年9月29日総務省訓令第41号）

この訓令は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日総務省訓令第37号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日総務省訓令第6号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年8月30日総務省訓令第39号）

この訓令は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平成29年9月20日総務省訓令第43号）

この訓令は、平成29年10月1日から施行する。

附 則（平成30年7月3日総務省訓令第22号）

この訓令は、平成30年7月20日から施行する。

附 則（平成30年8月29日総務省訓令第29号）

この訓令は、平成30年9月1日から施行する。

附 則（令和2年12月25日総務省訓令第53号）

この訓令は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和3年3月25日総務省訓令第11号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月29日総務省訓令第24号）

この訓令は、令和3年7月1日から施行する。

附 則（令和3年9月17日総務省訓令第42号）

この訓令は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和4年9月26日総務省訓令第43号）

この訓令は、令和4年10月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日総務省訓令第25号）

1 この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この訓令による改正後の総務省人事評価実施規程第2条第1号の規定を適用する。

附 則（令和6年9月27日総務省訓令第38号）

この訓令は、令和6年10月1日から施行する。

総官秘第1183号

平成21年9月18日

大臣官房各課長
内部部局の長
政策統括官（統計基準担当）
政策統括官（恩給担当）
サイバーセキュリティ統括官
行政不服審査会事務局長
情報公開・個人情報保護審査会事務局長
官民競争入札等監理委員会事務局長
電気通信紛争処理委員会事務局長
施設等機関の長
政治資金適正化委員会事務局長
管区行政評価局長
四国行政評価支局長
総合通信局長
行政評価事務所長
沖縄行政評価事務所長
沖縄総合通信事務所長

殿

大臣官房秘書課長

総務省人事評価実施規程の運用について（通達）

総務省人事評価実施規程（平成21年総務省訓令第48号）については、下記により運用されたい。

記

1 臨時的任用職員について

第2条第2号に規定する「人事評価の結果を給与等へ反映する余地がないもの」とは、そもそもの任用期間（評価期間）があまりにも短期間で人事評価の一連の手続を完了できない場合並びに任用（採用）月日及び任用期間によって人事評価結果を反映する機会が全くない場合（以下の具体例参照）を指す。

【具体例】

- ・採用月日：当該年 1 1 月 1 日
- ・任用期間：当該年 1 1 月 1 日～翌年 4 月 3 0 日（6 箇月）
- ・当該年の勤勉手当（12 月）、昇給（1 月）：基礎となる人事評価結果なし。
- ・翌年の勤勉手当（6 月）：退職月日が基準日前の 1 箇月を超えるため支給なし。

2 評価結果の開示について

(1) 非開示の意思確認

評価者は、第 8 条に規定する評価結果の開示を行うに当たって、人事評価記録書の確認欄に記載された非開示の希望の有無にかかわらず、再度、非開示の希望の有無を口頭により被評価者に対して確認すること。

(2) 書面による開示

第 8 条第 3 項に規定する書面による開示は、以下の点について留意すること。

○被評価者が書面による開示を求めたときとは

第 9 条第 1 項に規定する期末面談における評価結果の開示に際して、被評価者が書面による開示を評価者等に対して求めた場合のことを指す。

○実施権者が書面をもって開示することが適当と判断したときとは

休職者、病休者、育休者等で開示を行う際に勤務していない場合の郵送による対応及び実施権者の当該配下の被評価者すべてあるいは一部について書面による開示を行う場合等を指す。

3 特別評価の実施について

第 1 1 条に規定する特別評価の実施については、以下のとおりとする。

- (1) 実施権者は、条件付採用期間中の職員について、条件付採用期間の終了に合わせ、人事評価記録書（特別評価）を当該職員の評価者に送付し実施する。
- (2) 実施権者は、条件付昇任期間中の職員について、条件付昇任期間の終了に合わせ、人事評価記録書（特別評価）を当該職員の評価者に送付し実施する。評価者は、評価を「不可」と付した場合のみ人事評価記録書（特別評価）を提出するものとする。

4 留学に伴う評価について

評価期間の途中で留学することとなった職員に対する評価は、別紙 3「実施要領」VI. 3. に規定する評価方法によるほか、留学開始までに、留学までの期間における職務遂行状況等を基に、仮自己申告、仮評価及び面談（指導・助言）を実施することとし、評価日において当該仮評価の結果を勘案し、本評価を行うものとする。

5 総務省における局長等の「職務内容」及び「果たすべき役割」について

- (1) 総務省における局長等の職務内容（組織のミッション）と、局長等が当該職務を遂行する上で果たすべき役割を、政策評価の基本目標等を踏まえ、策定する。
- (2) 局長等以下の職員の人事評価における期首目標の設定に当たっては、(1)により策定

した「局長等の職務内容及び果たすべき役割」（大臣官房秘書課から別途通知）を適切にブレイクダウンして設定する。

附 則（令和2年6月26日総官秘第714号）
この通達は、令和2年6月30日から施行する。

別表第1（第3条関係）

個別の官職が表中の官職（標準的な官職）のいずれに相当するかについては、「総務省に置かれる官職の属する職制上の段階等に関する規程の制定について（通達）（平成21年総官秘第400号）」別紙の別表第1の1から別表第6までに定めるところによるものとする。ただし、人事院指令により局長と同等級とされた者は、局長相当職とする。

1 内部部局

組織区分	被評価者	評価者	調整者	実施権者
大臣官房	事務次官	大臣	—	大臣
	官房長	事務次官	大臣	
	審議官	官房長	大臣及び事務次官	
	課長		事務次官	事務次官
	室長			
	分析官			
	課長補佐	課長	官房長	官房長
	係長	課長補佐	課長	
	主任			
	係員			
看護師				
車庫長				
自動車運転手				
部局	局長	事務次官	大臣	大臣
	部長 高度分析交渉官	局長	大臣及び事務次官	
	課長		事務次官	
	室長	部長	局長	事務次官
	分析官			
	課長補佐	課長又は室長	局長 部長	局長
	内科医師、歯科医師	課長	局長	
	係長	課長補佐	課長又は室長	
	主任			
	係員			
歯科技工士、歯科衛生士				
看護師				
車庫長				
自動車運転手				

2 審議会等

組織区分	被評価者	評価者	調整者	実施権者	
行政不服審査会	課長 審査官	事務局長	—	事務局長	
	課長補佐 専門官	課長又は審査官	事務局長		
	係長 専門職 係員	課長、審査官 又は課長補佐	事務局長又は課長		
情報公開・個人情報保護審査会	課長 審査官	事務局長	—	事務局長	
	課長補佐 専門官	課長又は審査官	事務局長		
	係長 専門職 係員	課長、審査官 又は課長補佐	事務局長又は課長		
官民競争入札等監視委員会	参事官 企画官	事務局長	—	事務局長	
	参事官補佐 専門官	参事官	事務局長		
	主査 専門職	参事官又は参事官補佐	事務局長又は参事官		
電気通信紛争処理委員会	参事官	事務局長	—	事務局長	
	上席調査専門官	参事官	事務局長		
	調査専門官	上席調査専門官	参事官		
電波審理会	審理官	官房長	事務次官	事務次官	

3 施設等機関

組織区分	被評価者	評価者	調整者	実施権者	
自治大学校	校長	事務次官	—	事務次官	
	部長教授	校長	—		
	部長				
	課長				
	自治体経営研究官	部長教授	校長	校長	
	主幹				
	教授				
	国際研修専門官	研究部長	校長	校長	
研究部員					
係長	主幹				
主任					
係員					
情報通信政策研究所	所長	大臣官房総括審議官 (情報通信担当)	事務次官	事務次官	
	部長	所長	大臣官房総括審議官 (情報通信担当)		
	課長	部長	所長	所長	
	主席教官				
	教官				
主任研究官					
研究官	課長	部長	所長		
課長補佐					
係長					
主任					
係員					
統計研究研修所	所長	統計局長	事務次官	事務次官	
	部長	所長	統計局長		
	統括教授				
	統計研修研究官	部長又は統括教授	所長	所長	
	課長				
	研究官				
	教授	課長又は統括教授	部長		
課長補佐					
専門官					
統計品質管理官	課長補佐	部長又は課長			
教官					
係長					
専門職					
主査					
統計品質管理官					
主任					
係員					

4 特別の機関

組織区分	被評価者	評価者	調整者	実施権者	
政治資金 会適正化 委員	事務局長	事務次官	—	事務次官	
	参事官	事務局長	—	事務局長	
	政治資金監査制度研究官				
	参事官補佐	参事官	事務局長		
	主幹	主幹	参事官		
係長					
係員					

5 地方支分部局

組織区分	被評価者	評価者	調整者	実施権者	
管区行政評価局	局長	事務次官	—	事務次官	
	部長 地域総括評価官	局長	行政評価局長		
	次長 課長 首席行政相談官 評価監視官 管理官	部長	局長	行政評価局長	
	課長補佐 主任行政相談官 行政相談官 評価監視調査官 管理調査官 専門官 係長 専門職 首席行政相談官付 評価監視官付 管理官付 係員 自動車運転手	課長、首席行政相談官、評価監視官又は管理官	部長	局長	
	主任業務管理官（総務行政相談部） 業務管理官（総務行政相談部） 業務管理官（評価監視部）	部長 次長	局長 部長		
	※行政監視行政相談センター駐在の場合 主任行政相談官 主任業務管理官	地域総括評価官	部長		
	※行政監視行政相談センター駐在の場合 行政相談官 業務管理官 主任行政相談官付 主任業務管理官付 自動車運転手	主任行政相談官又は主任業務管理官	地域総括評価官		
	四国行政評価支局	支局長	事務次官	—	事務次官
		部長 地域総括評価官 総務行政相談管理官	支局長	行政評価局長	
		課長 首席行政相談官 評価監視官 管理官	部長又は総務行政相談管理官	支局長	行政評価局長
		課長補佐 主任行政相談官 行政相談官 評価監視調査官 管理調査官 専門官 係長 専門職 首席行政相談官付 評価監視官付 管理官付 係員 自動車運転手	課長、首席行政相談官、評価監視官又は管理官	部長又は総務行政相談管理官	支局長
		主任業務管理官 業務管理官 業務管理官（評価監視部に限る）	総務行政相談管理官 地域総括評価官	支局長 部長	
		※行政監視行政相談センター駐在の場合 主任行政相談官 主任業務管理官	地域総括評価官	総務行政相談管理官	
※行政監視行政相談センター駐在の場合 行政相談官 業務管理官 主任行政相談官付 主任業務管理官付 自動車運転手		主任行政相談官又は主任業務管理官	地域総括評価官		

行政評価事務所	所長	管区行政評価局長	行政評価局長	事務次官	
	次長	所長	管区行政評価局長	行政評価局長	
	課長 評価監視官 主任行政相談官		管区行政評価局部長	管区行政評価局長	
	行政相談官 評価監視調査官 係長 専門職 評価監視官付 主任行政相談官付 係員 自動車運転手	課長、評価監視官又は主任行政相談官	所長		
沖縄行政評価事務所	所長	事務次官	—	事務次官	
	次長 総務課長	所長	—	行政評価局長	
	行政相談課長 主任行政相談官 評価監視官	次長	所長		
	課長補佐 行政相談官 評価監視調査官 係長 専門職 評価監視官付 主任行政相談官付 係員 自動車運転手	課長、主任行政相談官又は評価監視官	次長	所長	
総合通信局	局長	事務次官	—	事務次官	
	部長	局長	官房長、情報流通行政局長又は総合通信基盤局長		
	総合通信調整官		—	官房長	
	次長 課長 室長	部長	局長		
	信書便主任専門官 上席企画監理官 上席電波監視官 上席電波検査官 上席検定審査官 上席電波障害分析官 情報通信連携推進官 情報通信利用促進官 受信障害対策官 課長補佐 係長 企画監理官 電波監視官 電波検査官 検定審査官 電波障害分析官 主任 係員 自動車運転手	課長	部長	局長	
	財務課長又は財務室長	総務部長	局長		

沖繩 綜合 通信 事務所	所長	事務次官	—	事務次官
	次長	所長	官房長	
	綜合通信調整官 課長	次長	所長	官房長
	情報通信連携推進官 上席検定審査官 上席電波検査官 上席電波監視官 上席企画監理官 課長補佐 検定審査官 電波検査官 電波監視官 企画監理官 係長 主任 係員	課長	次長	所長
	自動車運転手	総務課長	次長	所長

6 外局

組織区分	被評価者	評価者	調整者	実施権者
消防庁	長官	大臣	—	大臣
	次長	長官	大臣	大臣
	審議官 部長	次長	長官	大臣

別表第2（第10条関係）

【内部部局】

組織区分	職名
大臣官房	事務次官、総務審議官、官房長、官房総括審議官、官房政策立案総括審議官、官房サイバーセキュリティ・情報化審議官、官房地域力創造審議官、官房審議官
行政管理局	局長
行政評価局	局長
自治行政局	局長、公務員部長、選挙部長
自治財政局	局長
自治税務局	局長
国際戦略局	局長、次長
情報流行政局	局長、郵政行政部長
総合通信基盤局	局長、電気通信事業部長、電波部長
統計局	局長、統計調査部長
政策統括官	政策統括官
サイバーセキュリティ統括官	サイバーセキュリティ統括官

【施設等機関】

組織区分	職名
自治大学校	校長
統計研究研修所	所長

【特別の機関】

組織区分	職名
政治資金適正化委員会	事務局長

【地方支分部局】

組織区分	職名
管区行政評価局 四国行政評価支局	局長、支局長
総合通信局 沖縄総合通信事務所	局長、所長

【外局】

組織区分	職名
消防庁	長官、次長、審議官、国民保護・防災部長

別表第3（第15条関係）

1. 苦情相談員一覧

	部局等	相談員	職員の所属
本省	大臣官房秘書課	秘書課課長補佐、総務係長	大臣官房秘書課
	大臣官房総務課	総務課課長補佐、総務文書係長	大臣官房総務課
	大臣官房会計課	会計課課長補佐、総務係長	大臣官房会計課
	大臣官房企画課	企画課課長補佐、総務係長	大臣官房企画課
	大臣官房政策評価広報課	政策評価広報課課長補佐、総務係長	大臣官房政策評価広報課
	行政管理局	企画調整課課長補佐、総務係長	行政管理局
	行政評価局	総務課課長補佐、総務係長	行政評価局
	自治行政局	行政課総務室課長補佐、人事係長	自治行政局
	自治財政局	財政課総務室課長補佐、人事係長	自治財政局
	自治税務局	企画課総務室課長補佐、人事係長	自治税務局
	国際戦略局	国際戦略課課長補佐、職員係長	国際戦略局
	情報流通行政局	総務課課長補佐、職員係長	情報流通行政局
	総合通信基盤局	総務課課長補佐、職員係長	総合通信基盤局
	統計局	総務課課長補佐、人事係長	統計局
	政策統括官（統計制度担当）	統計企画管理官補佐（政策統括官付）、庶務担当主査（政策統括官付統計企画管理官付）	政策統括官（統計制度担当）
	政策統括官（恩給担当）	恩給管理官補佐（政策統括官付）、人事担当主査（政策統括官付恩給管理官付）	政策統括官（恩給担当）
	サイバーセキュリティ統括官	参事官補佐（サイバーセキュリティ統括官付参事官付）、主査（サイバーセキュリティ統括官付参事官付）	サイバーセキュリティ統括官
	審議会等	行政不服審査会	行政不服審査会事務局総務課課長補佐
情報公開・個人情報保護審査会		情報公開・個人情報保護審査会事務局総務課課長補佐	情報公開・個人情報保護審査会事務局
官民競争入札等監理委員会		官民競争入札等監理委員会事務局参事官補佐	官民競争入札等監理委員会事務局
電気通信紛争処理委員会		電気通信紛争処理委員会事務局上席調査専門官	電気通信紛争処理委員会事務局
施設等機関	自治大学校	庶務課主幹	自治大学校
	情報通信政策研究所	総務課長、総務係長	情報通信政策研究所
	統計研究研修所	管理課長、総務係長	統計研究研修所
特別の機関	政治資金適正化委員会	政治資金適正化委員会事務局主幹	政治資金適正化委員会事務局
地方支分部局	管区行政評価局	総務行政相談部総務課課長補佐、人事係長（九州を除く）、庶務人事係長（九州に限る）	管区行政評価局
	四国行政評価支局	総務課課長補佐、人事係長	四国行政評価支局
	行政評価事務所	管区行政評価局総務行政相談部総務課課長補佐、人事係長（九州を除く）、庶務人事係長（九州に限る）	行政評価事務所
	沖縄行政評価事務所	総務課課長補佐、総務係長	沖縄行政評価事務所
	総合通信局	総務課課長補佐、人事係長（北陸、近畿、中国を除く）、職員係長（北陸、近畿、中国に限る）	総合通信局
	沖縄総合通信事務所	総務課課長補佐、職員係長	沖縄総合通信事務所

2. 苦情処理窓口一覧

部 局 等		窓 口	職員 の 所 属
本省	内部部局	大臣官房秘書課課長補佐、人事第一係長、人事第二係長、人事第三係長	本省内部部局
審議会等	行政不服審査会	大臣官房秘書課課長補佐、人事第一係長	行政不服審査会事務局
	情報公開・個人情報保護審査会	大臣官房秘書課課長補佐、人事第一係長	情報公開・個人情報保護審査会事務局
	官民競争入札等監理委員会	大臣官房秘書課課長補佐、人事第一係長	官民競争入札等監理委員会事務局
	電気通信紛争処理委員会	大臣官房秘書課課長補佐、人事第三係長	電気通信紛争処理委員会事務局
施設等機関	自治大学校	大臣官房秘書課課長補佐、人事第二係長	自治大学校
	情報通信政策研究所	大臣官房秘書課課長補佐、人事第三係長	情報通信政策研究所
	統計研究研修所	大臣官房秘書課課長補佐、人事第一係長	統計研究研修所
特別の機関	政治資金適正化委員会	大臣官房秘書課課長補佐、人事第二係長	政治資金適正化委員会事務局
地方支分部局	管区行政評価局	総務行政相談部総務課課長補佐、人事係長（九州を除く）、庶務人事係長（九州に限る）	管区行政評価局
	四国行政評価支局	総務課課長補佐、人事係長	四国行政評価支局
	行政評価事務所	管区行政評価局総務行政相談部総務課課長補佐、人事係長（九州を除く）、庶務人事係長（九州に限る）	行政評価事務所
	沖縄行政評価事務所	総務課課長補佐、総務係長	沖縄行政評価事務所
	総合通信局	総務課課長補佐、人事係長（北陸、近畿、中国を除く）、職員係長（北陸、近畿、中国に限る）	総合通信局
	沖縄総合通信事務所	総務課課長補佐、職員係長	沖縄総合通信事務所

3. 審理機関一覧

部 局 等		審理機関（決裁権者）
本省	内部部局	大臣官房秘書課人事評価担当（大臣官房秘書課長）
審議会等	行政不服審査会	大臣官房秘書課人事評価担当（大臣官房秘書課長）
	情報公開・個人情報保護審査会	大臣官房秘書課人事評価担当（大臣官房秘書課長）
	官民競争入札等監理委員会	大臣官房秘書課人事評価担当（大臣官房秘書課長）
	電気通信紛争処理委員会	大臣官房秘書課人事評価担当（大臣官房秘書課長）
施設等機関	自治大学校	大臣官房秘書課人事評価担当（大臣官房秘書課長）
	情報通信政策研究所	大臣官房秘書課人事評価担当（大臣官房秘書課長）
	統計研究研修所	大臣官房秘書課人事評価担当（大臣官房秘書課長）
特別の機関	政治資金適正化委員会	大臣官房秘書課人事評価担当（大臣官房秘書課長）
地方支分部局	管区行政評価局	総務行政相談部総務課（管区行政評価局長）
	四国行政評価支局	総務課（四国行政評価支局長）
	行政評価事務所	管区行政評価局総務行政相談部総務課（管区行政評価局長）
	沖縄行政評価事務所	総務課（沖縄行政評価事務所長）
	総合通信局	総務課（総合通信局長）
	沖縄総合通信事務所	総務課（沖縄総合通信事務所長）

総官秘第1183号

平成21年9月18日

大臣官房各課長
内部部局の長
政策統括官（統計基準担当）
政策統括官（恩給担当）
サイバーセキュリティ統括官
行政不服審査会事務局長
情報公開・個人情報保護審査会事務局長
官民競争入札等監理委員会事務局長
電気通信紛争処理委員会事務局長
施設等機関の長
政治資金適正化委員会事務局長
管区行政評価局長
四国行政評価支局長
総合通信局長
行政評価事務所長
沖縄行政評価事務所長
沖縄総合通信事務所長

殿

大臣官房秘書課長

総務省人事評価実施規程の運用について（通達）

総務省人事評価実施規程（平成21年総務省訓令第48号）については、下記により運用されたい。

記

1 臨時的任用職員について

第2条第2号に規定する「人事評価の結果を給与等へ反映する余地がないもの」とは、そもそもの任用期間（評価期間）があまりにも短期間で人事評価の一連の手続を完了できない場合並びに任用（採用）月日及び任用期間によって人事評価結果を反映する機会が全くない場合（以下の具体例参照）を指す。

【具体例】

- ・採用月日：当該年 1 1 月 1 日
- ・任用期間：当該年 1 1 月 1 日～翌年 4 月 3 0 日（6 箇月）
- ・当該年の勤勉手当（12 月）、昇給（1 月）：基礎となる人事評価結果なし。
- ・翌年の勤勉手当（6 月）：退職月日が基準日前の 1 箇月を超えるため支給なし。

2 評価結果の開示について

(1) 非開示の意思確認

評価者は、第 8 条に規定する評価結果の開示を行うに当たって、人事評価記録書の確認欄に記載された非開示の希望の有無にかかわらず、再度、非開示の希望の有無を口頭により被評価者に対して確認すること。

(2) 書面による開示

第 8 条第 3 項に規定する書面による開示は、以下の点について留意すること。

○被評価者が書面による開示を求めたときとは

第 9 条第 1 項に規定する期末面談における評価結果の開示に際して、被評価者が書面による開示を評価者等に対して求めた場合のことを指す。

○実施権者が書面をもって開示することが適当と判断したときとは

休職者、病休者、育休者等で開示を行う際に勤務していない場合の郵送による対応及び実施権者の当該配下の被評価者すべてあるいは一部について書面による開示を行う場合等を指す。

3 特別評価の実施について

第 1 1 条に規定する特別評価の実施については、以下のとおりとする。

- (1) 実施権者は、条件付採用期間中の職員について、条件付採用期間の終了に合わせ、人事評価記録書（特別評価）を当該職員の評価者に送付し実施する。
- (2) 実施権者は、条件付昇任期間中の職員について、条件付昇任期間の終了に合わせ、人事評価記録書（特別評価）を当該職員の評価者に送付し実施する。評価者は、評価を「不可」と付した場合のみ人事評価記録書（特別評価）を提出するものとする。

4 留学に伴う評価について

評価期間の途中で留学することとなった職員に対する評価は、別紙 3「実施要領」VI. 3. に規定する評価方法によるほか、留学開始までに、留学までの期間における職務遂行状況等を基に、仮自己申告、仮評価及び面談（指導・助言）を実施することとし、評価日において当該仮評価の結果を勘案し、本評価を行うものとする。

5 総務省における局長等の「職務内容」及び「果たすべき役割」について

- (1) 総務省における局長等の職務内容（組織のミッション）と、局長等が当該職務を遂行する上で果たすべき役割を、政策評価の基本目標等を踏まえ、策定する。
- (2) 局長等以下の職員の人事評価における期首目標の設定に当たっては、(1)により策定

した「局長等の職務内容及び果たすべき役割」（大臣官房秘書課から別途通知）を適切にブレイクダウンして設定する。

附 則（令和2年6月26日総官秘第714号）
この通達は、令和2年6月30日から施行する。